

遊漁船業法の適正化に関する法律に基づく不利益処分等の事務処理要綱の  
パブリックコメントへの意見に対する対応状況について

1. パブリックコメントに寄せられたご意見（1件3項目）

(1) 第3条（以下、「遊漁船業者等」）

第1条の表記のとおり、（以下、「遊漁船業者等」という。）とするのが適切ではないか。

(2) 第11条第1項第1号ア及びイ

ア及びイは、項目番号の序列から、1文字ずつ右にずらすことが適当ではないか。

(3) 様式について

様式も要綱の一部と考えられるが、意見公募の対象とはならないか。

2. ご意見に対する対応状況

1－(1) について

パブリックコメント掲載時の要綱案	第3条 知事は、遊漁船業者及び遊漁船業団体（以下、「遊漁船業者等」）が、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した、又は違反するおそれがある場合であって、法第24条に基づく報告及び立入検査の結果必要と認められるときは、速やかに改善のための措置を講ずるよう指導する。
パブリックコメント後の要綱修正案	第3条 知事は、遊漁船業者及び遊漁船業団体（以下、「遊漁船業者等」という。）が、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した、又は違反するおそれがある場合であって、法第24条に基づく報告及び立入検査の結果必要と認められるときは、速やかに改善のための措置を講ずるよう指導する。

1－(2) について

パブリックコメント掲載時の要綱案	第11条 知事は、不利益処分を行おうとするときは、次の各号に定める方法で当事者に意見陳述の機会を設けなければならない。 (1) 次のいずれかに該当するときは、聴聞を行う。 ア 遊漁船業の登録又は遊漁船業団体の指定を取り消そうとするとき イ 知事が聴聞を行うことが相当と認めるとき
パブリックコメント後の要綱修正案	第11条 知事は、不利益処分を行おうとするときは、次の各号に定める方法で当事者に意見陳述の機会を設けなければならない。 (1) 次のいずれかに該当するときは、聴聞を行う。 __ア 遊漁船業の登録又は遊漁船業団体の指定を取り消そうとするとき __イ 知事が聴聞を行うことが相当と認めるとき

1－(3) について

今回のパブリックコメントでは、要綱本文のみを掲載しました。様式については、必ずしもパブリックコメントの対象とする必要はないと考えます。